



島根県報

平成21年 1月27日 (火)

第 2,054 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則 (都 市 計 画 課) 2

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 2

【告 示】

換地計画書の縦覧 (農 村 整 備 課) 3

【公 告】

河川法の規定に基づく簡易代執行の実施 (河 川 課) 3

【教委規則】

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則 (高 校 教 育 課) 4

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則 (") 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則（規則第1号）

1 規則の概要

委員の選任方法及び任期に係る改正

	改 正 前	改 正 後
選任方法	観光又は商工業の関係団体を代表する者、関係行政機関の職員、学識経験のある者及び屋外広告業を営む者のうちから知事が任命する。	学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
任期	2年	1年

2 施行期日

平成21年2月1日から施行することとした。

◇長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

庁舎又は公の施設の機械警備業務に係る長期継続契約の期間を5年まで拡大することとした。（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第1号

島根県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物審議会規則（昭和49年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 委員は、景観形成に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

第3条第1項中「2年」を「1年」に改める。

附 則

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「3年」の次に「(条例第2条第4号の契約で機械警備業務に関するものについては、5年)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第52号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う益美2期(匹見)地区道谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成21年1月27日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

公

告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成21年2月26日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

一級河川斐伊川水系意宇川(松江市竹矢町地内)

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶、係留施設等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 出雲郷橋下流500メートル付近の右岸に係留されている船舶 1隻

係留施設一式その他船体付属物一式

- (2) 意宇橋の右岸に設置されている係留施設 1基

3 当該措置の内容

当該船舶、係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の係留及び係留施設の設置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話 0852-32-5734

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1月27日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第1号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「学則」の次に「に定める事項のうち学校教育法施行規則第4条第1項各号、第2項第1号及び第2号並びに第3項に掲げる事項」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1月27日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第2号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「又は」の次に「学則に定める事項のうち学校教育法施行規則第4条第1項各号、第2項第1号及び第2号並びに第3項に掲げる事項を」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。
